

放課後児童クラブ利用における「就労(予定)証明書」の記入について

袋井市教育委員会教育保育課

この証明書は、放課後児童クラブの利用申込みや継続利用等の際に、児童の保護者等が「就労」していることや、その就労内容を証明するために必要となるものです。

記入された内容は、放課後児童クラブ等の入所要件を満たしているかの確認や利用調整などの判断材料となりますので、**記載漏れのないよう**ご記入をお願いいたします。

なお、兄弟姉妹など複数の児童について申請する方は、証明書に児童名を併記し、原本は1通で結構です。

1 「就労(予定)証明書」の提出が必要な方 ※いずれも就労している場合

・保護者(父・母)

・令和7年4月1日時点で64歳以下の同一小学校区在住の祖父母

※同時点で65歳以上70歳未満の同一小学校区在住の祖父母がいる場合、書類の提出は任意ですが、選考となった際に就労証明書があると優先順位に反映されますので、なるべく提出をお願いします。

2 「就労(予定)証明書」は次のときに提出が必要です。就労証明書の取得には時間を要する場合がありますので、早めに就労先への申請をお願いします。

(1) 放課後児童クラブの利用を希望するとき。

(2) 就労先・勤務内容・勤務時間が変更となったとき。雇用契約の更新があったとき。

記入上の注意

1. 就労内容欄(太枠内)については、必ず勤務先の方に記入してもらってください。

証明者は、就労を証明できる方であれば、必ずしも雇用主でなくても結構です。

(例: 営業所長、人事担当課長、店長など)

2. 自営業の方は、同業種の組合長や部農会長、会計士、税理士等など、第三者による記入・証明を受けてください。

3. 「雇用形態」は、該当箇所に☑してください。

4. 「就労職種」は、仕事の内容を具体的に記入してください。

(例) 会社員の場合 … 事務、営業、製造、運送、役員など。

自営業の場合 … 飲食業、小売業、理容業、農業など。

※農業の場合は、主な耕作物と耕作面積も記入してください。(例: メロン、1ha)

5. 「就労時間」について、育児短時間勤務(時短)を取得中、または取得される方は、「通常の就労時間」と「育児短時間勤務の就労時間」の両方を記入してください。

6. 証明日を忘れずに記入してください。

※証明内容に虚偽が認められた場合は、利用決定を取り消すことがあります。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

※不明な点等ありましたら、
右記までご連絡ください。

袋井市教育委員会 教育保育課 教育保育係
〒437-0013 袋井市新屋一丁目2番地の1
電話 0538-86-3330